

石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内産品の販路拡大、市の物産振興の推進及びPRを行うこと目的に、宮城県外で開催される物産展等に出展する中小企業者等に対し、予算の範囲内において石巻市物産展等出展支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び市内産品の販売を目的に設立された一般社団法人をいう。
- (2) 物産展等 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する物産展、イベント等をいう。
- (3) 市内産品 市内で生産又は製造された農林水産物、食品、飲料、工芸品等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 宮城県外で開催される物産展等に出展し、本市の知名度を向上させる市内産品の販売を行うこと。
- (2) 物産展等の会場で本市のPR（本市の文字が入ったのぼり旗又は看板の設置、パンフレットの配置等をいう。）を行うこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 許認可等を必要とする物産展等に出展する場合にあっては、当該許認可等を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (3) 公序良俗に反する業務を行っている者
- (4) 物産展等への出展について、国、地方公共団体その他これらに準ずると認められる公的機関から補助金、負担金等の金銭的支援を受けている、又は受ける見込みのある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、物産展等

への出展に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、同一年度において2回を限度とする。ただし、本市から又は本市の依頼に基づき一般社団法人石巻観光協会を通じて出展要請のあった物産展等への出展に係るものについては、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市物産展等出展支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、物産展等に出席する2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 出展する物産展等の内容、出展料等が確認できる書類
- (2) 市税に滞納がないことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市物産展等出展支援補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。
(変更等の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ石巻市物産展等出展支援補助金事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業内容の細部の変更である場合を除く。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市物産展等出展支援補助金事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、石巻市物産展等出展支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績が確認できる写真

(2) 領収書等の補助対象経費の支出が確認できる書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、石巻市物産展等出展支援補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、石巻市物産展等出展支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた場合

(2) 補助事業者が補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反した場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認める場合

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、石巻市物産展等出展支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、石巻市物産展等出展支援補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(指導監督)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び当該収支に係る証拠書類を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5

年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付要綱の廃止)

2 石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付要綱（平成24年石巻市告示第190号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	摘 要	
1 出展料／ 出店料	主催者が定めた出展者負担金及び出展（出店）料をいう（光熱水費及び備品使用料を含む。）。	
2 搬送料	出展物品の搬送費用をいう（自ら搬送する経費を除く。）。	
3 交通費	原則として公共交通機関の運賃等とし、自家用車を利用する場合は、燃料費（旅程1キロメートル当たり15円を乗じて得た額）及び高速料金の実費とする。	
4 宿泊費	甲地方	1人1泊につき13,100円を限度とする。
	乙地方	1人1泊につき11,800円を限度とする。
5 その他	1の項から4の項までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	

備考

- 1 交通費及び宿泊費の補助対象人数は、2人以内とする。
- 2 甲地方とは、東京都、大阪府及び直近の国勢調査による人口が20万人以上の市の地域をいい、乙地方とは、甲地方に属さない地域をいう。

様式第 1 号（第 6 条関係）

石巻市物産展等出展支援補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

石巻市物産展等出展支援補助金の交付を受けたいので、石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業概要

物産展等の名称	
開 催 場 所	
主 催 者 名	
期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
出 店 品 目	
出 展（店）者	出展（店）責任者 参加人数 人

3 事業予算額 (単位：円)

区 分	予算額	内 訳	備 考
出展（店）料			
搬 送 料			
交 通 費			
宿 泊 料			
そ の 他			
合 計		交付申請額は、合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1，000 円未満切捨て）とし、10 万円を限度とする。	

4 添付書類

- (1) 出展する物産展等の内容、出展料等が確認できる書類
- (2) 市税に滞納がないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

石巻市物産展等出展支援補助金交付可否決定通知書

住所又は所在地

名 称

代 表 者 氏 名

年 月 日付けで申請のあった石巻市物産展等出展支援補助金の交付について、下記のとおり決定したので、石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

1 交付の可否 可 ・ 否

2 交付しない場合の理由

3 補助金交付決定額 金 円

4 交付の条件及び留意事項

- (1) 事業内容を変更し、又は中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- (3) 石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 前3号に掲げる条件に違反したときは、本決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。

様式第3号（第8条関係）

石巻市物産展等出展支援補助金事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で石巻市物産展等出展支援補助金の交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

区 分	☐ 変更 ☐ 中止
変更（中止）の理由	
変 更 の 内 容	

【事業予算額】 (単位：円)

区 分	予 算 額		内 訳	備 考
	変更前	変更後		
出展（店）料				
搬 送 料				
交 通 費				
宿 泊 料				
そ の 他				
合 計				

様式第 4 号（第 8 条関係）

石巻市（ ）指令第 号

石巻市物産展等出展支援補助金事業変更・中止承認（不承認）決定通知書

住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった石巻市物産展等出展支援補助金に係る補助事業の変更（中止）について、下記のとおり決定したので、石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長 印

記

決 定 内 容	承 認 ・ 不承認
物産展等の名称	
特 記 事 項	
不 承 認 の 理 由	

様式第 5 号（第 9 条関係）

石巻市物産展等出展支援補助金実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

報告者 住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付の決定のあった石巻市物産展等出展支援補助金に係る補助事業の実績について、石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施概要

物産展等の名称	
開 催 場 所	
期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
事 業 成 果	○イベント概要を簡潔に記載してください。
	○イベント集客数 人 ○販売金額 円

2 事業決算額 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	内 訳	備 考
出展（店）料				
搬 送 料				
交 通 費				
宿 泊 料				
そ の 他				
合 計				

3 添付書類

- (1) 事業実績が確認できる写真
- (2) 領収書等の補助対象経費の支出が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名 様

石巻市長 印

石巻市物産展等出展支援補助金確定通知書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定（及び
年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で変更承認決定）した石巻市物産展等出
展支援補助金について、下記のとおりその額を確定したので、石巻市物産展等出展支援補
助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

石巻市物産展等出展支援補助金交付請求書

石巻市長（あて）

請求者 住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付け第 号で確定通知のあった石巻市物産展等出展支援補助金について、石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信金・信組 農協・信漁連	金融機関コード					
支店名 (店名)	本店 支店	支店コード (店番)					
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号 (右詰め)					
フリガナ							
口座名義人							

備考

- 1 口座は、法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。
- 2 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の「店名・店番・口座番号」を記入してください。
- 3 預金通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた 1・2 ページ目の写し）又はキャッシュカードの写しを添付してください（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人名・フリガナが確認できるもの）。

様式第8号 (第12条関係)

石卷市 () 指令第 号

石巻市物産展等出展支援補助金交付決定取消通知書

住所又は所在地

名	称
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

代表者氏名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付の決定をした石巻市物産展等出展支援補助金について、石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり既交付決定額の（全部・一部）を取り消したので、同条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

石巻市長



記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消しの理由 | | |

石巻市物産展等出展支援補助金返還命令書

住所又は所在地

名 称

代 表 者 氏 名

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付の決定をした石巻市物産展等出展支援補助金について、石巻市補助金等の交付に関する規則第18条及び石巻市物産展等出展支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

石巻市長



記

1 交 付 済 額 金 円

2 返還請求額 金 円

3 理 由

4 納 付 期 限

5 返還の方法 同封の納付書により返還すること。

6 延滞金について

石巻市補助金等の交付に関する規則第19条の規定により、上記納付期限までに納付しなかったときは、納付期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。